

鹿屋市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市建設工事検査規程（平成18年鹿屋市訓令第46号）第11条の規定に基づき、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 砂利等の散布のみの工事
- (2) 側溝清掃、道路等の降灰除去又は崩土除去の工事
- (3) 造園（緑地）等の維持管理の工事
- (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事
- (5) 道路側帯、河川等の伐採又は除草の工事
- (6) 仮設物の設置又は撤去の工事
- (7) 河川の中洲又は寄洲除去の工事
- (8) 予定価格が200万円を超えない工事

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄え、工事特性、創意工夫、社会性等について行うものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 検査員 鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第51条に規定する検査員をいう。
- (2) 監督員 鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）第10条に規定する監督員をいう。
- (3) 主任監督員 前号の監督員で、係長級以上の職にある者をいう。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事成績評定表（別記第1号様式）により行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、工事検査を終了したときは、評定の結果を速やかに契約担当者及び検査を命じた者に報告しなければならない。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、別途定める鹿屋市工事成績評定通知実施要領（平成25年4月1日制定）に基づき、評定結果を請負者へ通知するものとする。

(評定結果の公表)

第8条 第2条に規定する評定の対象となる工事については、毎月分をとりまとめて鹿屋市工事成績評定結果台帳（別記第2号様式）に記載し、翌月末までに工事成績評定表により評定結果の公表を行うものとする。

2 公表は、鹿屋市総務部財政課契約検査室（以下「契約検査室」という。）内における工事成績評定表の閲覧により行うものとする。

3 公表は、閲覧に供した日の属する年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

4 閲覧をしようとする者は、鹿屋市工事成績評定結果閲覧簿（別記第3号様式）に必要事項を記入の上、閲覧するものとする。

(苦情への対応)

第9条 評定結果を閲覧した者から苦情の申出があったときは、契約検査室において速やかに対応するものとする。

2 苦情の申出への対応について必要がある場合は、鹿屋市工事成績評定評価委員会設置要領（平成25年4月1日制定）第1条に規定する鹿屋市工事成績評定委員会の意見を求め、当該苦情の申出者に回答するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

工事成績評定表

部 課

| 工事名 請負者名 | 契約金額（最終） 工期 | 円 | | | | |
|--------------------|----------------|--|------------|------------------|-------------|--------------|
| | | 年 月 日～ | 年 月 日 | 完成年月日 | 年 月 日 | |
| 審査項目 | 細 別 | 監督員 | 主任監督員※10 | 検査員（中間） | 検査員（中間） | 検査員（一部完成・完成） |
| | | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 1 施工体制 | I 施工体制一般 | (+1.0～-10) | | | | |
| | II 配置技術者 | (+3.0～-10) | | | | |
| 2 施工状況 | I 施工管理 | (+4.0～-10) | | (+5.0～-15) | (+5.0～-15) | (+5.0～-15) |
| | II 工程管理 | (+4.0～-10) | (+2.0～-15) | | | |
| | III 安全対策 | (+5.0～-10) | (+3.0～-15) | | | |
| | IV 対外関係 | (+2.0～-5) | | | | |
| 3 出来形及び 出来しえ | I 出来形 | (+4.0～-5) | | (+10.0～-20) | (+10.0～-20) | (+10.0～-20) |
| | II 品質 | (+5.0～-5) | | (+15.0～-15) | (+15.0～-15) | (+15.0～-15) |
| | III 出来しえ | | | (+5.0～0) | (+5.0～0) | (+5.0～0) |
| 4 工事特性 | I 施工条件等への対応※2 | | (+20.0～0) | | | |
| 5 創意工夫 | I 創意工夫 ※3 | (+7.0～0) | | | | |
| 6 社会性等 | I 地域への貢献等 | | (+10.0～0) | | | |
| 加減点合計（1+2+3+4+5+6） | | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 |
| 評定点（65点±加減点合計） ※1 | | ① 点 | ② 点 | ③ 点 | ③ 点 | ④ 点 |
| 評定点計 | | ○中間検査があった場合：①_____点※0.4+②_____点※0.2+③_____点※0.2+④_____点※0.2 = _____点（小数点以下1位を四捨五入） _____点 ※ただし、③中間検査が2回以上の場合平均値 ○中間検査がなかった場合：①_____点※0.4+②_____点※0.2+④_____点※0.4 = _____点（小数点以下1位を四捨五入） | | | | |
| 7 法令遵守等※7 | | | 0 点 | （うち 総合評価による減点 点） | | |
| 評定点合計（総合評点合計） ※8 | | 点 ○評定点計（ ）点-法令遵守等（ ）点= 点 | | | | |
| 所 見 ※5 | | 【監督員】 | | 【主任監督員】 | | 【検査員】 |

- ※1 65点+1.～3.の評定（加減点合計）+4.～6.の評定（加減点合計）-評定点
各評定点（①～④）は小数第2位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応し評価に際しては、監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4. 5. 6は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、完成検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
- ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 主任監督員が指定されていない工事では、主任監督員を監督員に読み替えて監督員が評定を行う。
- ※10 一部完成の場合は、監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

